

主な畜産関係税制

畜産経営に関する現行税制上の主な特例措置としては、以下のようなものがあります。

畜産環境施設・機械の取得

1 たい肥化施設等の税制上の特例

(1) 所得税、法人税の特別償却

適用税目：所得税（租税特別措置法第11条）

法人税（租税特別措置法第43条、第68条の16）

概要： 青色申告を行う畜産業を営む者（「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の規定による指導及び助言を受けていない等の者）が新たに整備するたい肥化施設等については、事業の用に供する初年度において、普通償却限度額に加え、取得価額の14/100に相当する金額の特別償却を行うことができます。

適用期限：平成18年3月31日

(2) 固定資産税の課税標準の軽減措置

適用税目：固定資産税（地方税法附則第15条第44項）

概要： 畜産業を営む者が新たに整備するたい肥化施設等のうち、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の施行日（平成11年11月1日）から平成18年3月31日までに取得したのものについては、取得後5年間、課税標準が1/2に軽減されます。

適用期限：平成18年3月31日

2 汚水処理施設の税制上の特例

(1) 所得税、法人税の特別償却

適用税目：所得税（租税特別措置法第11条）

法人税（租税特別措置法第43条、第68条の16）

概要： 青色申告を行う畜産業を営む者が新たに整備する汚水処理施設については、事業の用に供する初年度において、普通償却限度額に加え、取得価額の14/100（構築物については10/100）に相当する金額の特別償却を行うことができます。

適用期限：平成18年3月31日

(2) 固定資産税の課税標準の軽減措置

適用税目：固定資産税（地方税法附則第15条第5項、6項、8項）

概要： 畜産業を営む者が新たに整備する汚水処理施設について、以下

に示す要件に応じて固定資産税の課税標準が1/6、2/3に軽減されます。

水質汚濁防止法で規定する特定施設（50㎡以上の豚舎、200㎡以上の牛舎、500㎡以上の馬舎）を有する者が、汚水処理施設を新たに取得した場合、1/6。

湖沼水質保全特別措置法で規定する指定施設（40～50㎡の豚舎、160～200㎡の牛舎、400～500㎡の馬舎）を有する者が、汚水処理施設を新たに取得した場合、2/3。

既存施設より処理能力がアップする更新の場合、2/3。

適用期限：平成18年3月31日

肉用牛の売却所得の課税の特例措置

適用税目：所得税（租税特別措置法第25条）

法人税（租税特別措置法第67条の3、第68条の101）

道府県民税、市町村民税（地方税法附則第6条）

概要： 農業を営む個人又は農業生産法人が、家畜市場その他所定の方法で売却した一定の要件を満たす肉用牛に係る所得について、所得税等が免除されます。

適用期限：所得税・・・平成20年12月31日

法人税・・・平成21年3月31日

地方税・・・平成21年度分

認定農業者や中小企業者の機械取得

1 農業経営改善計画を実施する者の農業用機械等の割増償却

適用税目：所得税（租税特別措置法第13条の3）

法人税（租税特別措置法第46条の3、第68条の32）

概要： 農業経営改善計画の認定を受けた青色申告者のうち、農用地（採草・放牧地を含む）を取得等した新規就農者又は一定以上の経営の規模拡大（畜産経営においては、畜舎の床面積の1.2倍を超える拡大又はリーストール・ミルクパーラーを導入する酪農経営における、満16カ月齢以上の乳牛（搾乳を目的とするものに限る）の頭数の1.2倍を超える拡大）を行った者に対し、その有する農業用機械等について、規模拡大要件達成後5年間、普通償却額のほかに普通償却額の20%の割増償却を行うことができます。

適用期限：平成19年3月31日

2 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除

適用税目：所得税（租税特別措置法第10条の3）

法人税（租税特別措置法第42条の6、第68条の11）

概要： 青色申告を行う中小企業者等が、製造後使用されたことのない

機械及び装置で、1台又は1基の取得価額が160万円以上（器具及び備品は120万円以上）のものを取得し、事業の用に供した場合、その用に供した年に30%の特別償却、もしくは取得価額の7%相当額の税額控除を選択することができます。

また、リース資産についても、機械及び装置で1台又は1基のリース費用の総額が210万円以上（器具及び備品は160万円）のものについては、リース費用の総額の60%相当額について7%の税額控除を行うことができます。

適用期限：平成18年3月31日

補助事業における共同利用施設の取得

1 不動産取得税の課税標準の特例措置

適用税目：不動産取得税（地方税法第73条の14第6項、附則第11条第1項）

概要：国の行政機関が作成した計画に基づく政府の補助又は農業近代化資金等の融資を受けて、農林漁業の近代化又は合理化のために農協等が共同利用施設を取得した場合、通常の課税標準となるべき価格から補助又は融資を受けた額に相当する割合分を控除した額が課税標準となります。

適用期限：補助に係る分・・・平成18年3月31日

融資に係る分・・・なし

2 固定資産税の課税標準の軽減措置

適用税目：固定資産税（地方税法第349条の3第4項）

概要：国の行政機関が作成した計画に基づく政府の補助又は農業近代化資金等の融資を受けて、農協等が農林漁業者の共同利用に供する機械及び装置を取得した場合、取得後3年間、課税標準が1/2に軽減されます。

適用期限：なし

農地関係

1 特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得に対する課税の特例措置

適用税目：所得税（租税特別措置法第37条、37条の4）

法人税（租税特別措置法第65条の7、65条の9、第68条の78，第68条の80）

概要：農業の用に供している土地、建物等の資産を買換え、又は交換した場合に、一定の要件に該当する資産の取得の日から1年以内に農業の用に供した時、又はその見込みのある時は、その買換え又は交換に充てた部分に対応する一定の割合の譲渡所得はなかったものとされます。

適用期限：所得税・・・平成18年12月31日

2 農地等の譲渡所得に係る特別控除

適用税目：所得税（租税特別措置法第33条の4、第34条、第34条の2、第34条の3、第35条）

法人税（租税特別措置法第65条の2、第65条の3、第65条の4、第65条の5、第68条の73、第68条の74、第68条の75、第68条の76）

概要： 農地等の譲渡所得に対し、農地保有合理化法人への譲渡等一定の政策目的に沿った譲渡を行った場合などに、譲渡の態様に応じて、800万円から5,000万円までの特別控除が認められています。

適用期限：なし

3 農地等に係る相続税等の納税猶予

適用税目：贈与税（租税特別措置法第70条の4）

相続税（租税特別措置法第70条の5、70条の6）

概要： 一定の要件を満たす農業経営者が、その推定相続人の一人に一括して農地等の全部並びに採草放牧地及び準農地のそれぞれ2/3以上を贈与した場合、当該贈与に係る贈与税は、贈与者の死亡の日まで猶予され、贈与者が死亡した場合、又は贈与者の死亡前に受贈者が死亡した場合は、その贈与税は免除されます。

農業相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し農業の用に供していく場合、その農地等の価格のうち一定額を超える部分に対する相続税は猶予され、相続人の死亡、20年間の営農継続、後継者への一括贈与のいずれかの場合には、猶予を受けた相続税は免除されます。

適用期限：なし

4 農地・施設用地等に係る非課税措置

適用税目：特別土地保有税（地方税法第586条第2項第6号）

概要： 経営の近代化のために取得する農地・施設用地等に係る特別土地保有税は、非課税措置がとられています。

適用期限：なし

青色申告

1 純損失の繰越控除、繰戻還付制度

適用税目：所得税（所得税法第70条、第140条）

法人税（法人税法第57条、第80条、第81条の9、租税特別措置法第66条の12）

概要： 青色申告を実施していれば、確定申告によりその年に生じた損失を翌年以降3年間（法人税では7年間）に繰り越して控除することができます。また、その前年分も青色申告を行っている場合（法人においては設立5年以内の中小企業者等に限る。）には、当該損失を繰り戻し、前年度分の所得税、法人税の還付を受けること

ができます。

適用期限：法人税の繰戻還付・・・平成18年3月31日

その他・・・なし

2 青色申告特別控除制度

適用税目：所得税（租税特別措置法第25条の2）

概要： 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、これらの所得に係る取引を複式簿記により記帳し、その記帳に基づいた貸借対照表等の書類を提出している申告者は、65万円の所得控除が適用されます。

上記以外の青色申告者については、10万円の所得控除が適用されます。

適用期限：なし